

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和5年8月1日 東京法務局八王子支局 登記官 勝又 英恭
記

意見又は資料の提出先

〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部不動産登記部門

（03）5213-1234（内線2323）

手続番号	表題部所有者不明土地 に係る所在事項	地目	地積 (㎡)
第0101-2023-30189号	八王子市裏高尾町7 4 5 番	山林	39
第0101-2023-30190号	八王子市裏高尾町1 2 2 7 番	墓地	19
第0101-2023-30191号	八王子市裏高尾町1 2 3 2 番2	畑	26
第0101-2023-30192号	八王子市裏高尾町1 2 3 2 番3	畑	158
第0101-2023-30193号	八王子市裏高尾町1 2 3 5 番2	山林	16
第0101-2023-30194号	八王子市裏高尾町1 2 7 1 番1	山林	357